



農業改良 普及センターだより



農のある ライフスタイル づくりプロジェクト

「農のあるライフスタイルづくり」事業を展開!

～座談会《綾部の田舎暮らし》を開催しました～

田舎暮らしを希望する都市住民が、今後増加することが見込まれています。そこで、京都府全体では“農業と何らかの関わりを持つ”農村移住の取り組みを進めています。

普及センターでは、17年度は綾部市を受け入れ地域として支援しています。

7月31日に、綾部市観光センター（八津合町）にて開催した「座談会」では、25名の参加者がピーマン収穫作業、こんにゃく作りを通して地元の人々と交流しました。また、綾部市の概要について知ってもらい、参加者の思いを発言していただくなど、有意義なひとときを過ごしました。

京都府中丹広域振興局農林商工部

◆発行◆
2005(平成17年)11月

にし
中丹西農業改良普及センター

〒620-0055 福知山市篠尾新町1-19
TEL 0773-22-4901

e-mail:chushin-no-nishi-nokai@mail.pref.kyoto.jp

ひがし
中丹東農業改良普及センター

〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2
TEL 0773-42-2255

e-mail:chushin-no-higashi-nokai@mail.pref.kyoto.jp

中丹地域農業の発展へ — 2年目を迎えたプロジェクト活動の紹介 —

土地利用型作物の省力、 低投入高品質栽培の推進プロジェクト

小豆の機械化や一斉収穫、水稻打ち込み式直播の技術を応用し、集落の中に耕作放棄農地が出ない仕組みづくりに取り組んでいます。

今年度は、これらの技術にいち早くトライされているふたつの営農組合と連携し、技術・経営面での実証を行うとともに、新たに取られる組織を支援し、成功のためのポイントを明らかにしていきます。



「機械化に適した播種方法を試行」

ブランド京野菜等の 産地づくりプロジェクト

普及センターではブランド京野菜の担い手として、企業を退職して農業をする人に着目しています。現在、中丹地域の企業を退職予定の人に農業の担い手になっていただくよう働きかけています。

また、ブランド京野菜をつくってみたいと思っておられる方は是非とも普及センターへ御相談ください。



「万願寺とうがらしの講習会」

香り高い茶の産地づくりプロジェクト 両丹茶の産地拡大の取組み

両丹茶は宇治茶の原料として古くから高い評価を得てきました。

また、昨今の京都府産茶の需要の高まりとも相まって、両丹茶への期待は、質・量ともに一層高まっています。

そこで、普及センターとしては、水田転換による新植をはじめ、積極的に産地拡大を進めているところです。

今年度は大江町で既に20aの新植が行われ、今後、綾部市でも170aの新植を計画しています。



「産地拡大をめざした新植の実施」

「こだわり農法」・安心安全プロジェクト

活動計画2年目の計画として4つの普及指導項目を中心に活動を進めました。

- 1 みず菜の新規農家の土づくり技術を高めるため、自家製堆肥の継続施用による効果を調べました。
- 2 紫ずきんの畝立て時マルチ栽培の効果について、実証ほど生育や莢数で優れることを明らかにしました。

3 万願寺とうがらしで天敵によるアザミウマ等の防除を実証し、放飼時期や天敵の組み合わせを工夫すれば防除可能なことがわかりました。



「天敵の放飼方法について講習」

4 近紫外線カットフィルム被覆によるみず菜の害虫防除実証では、弱い忌避効果は確認出来ましたが、周辺の害虫密度が高いときには防除効果の小さいことがわかりました。

新規就農の促進および 担い手の経営改善プロジェクト

中丹管内の就農して間もない農業青年、研修者を対象に農業基礎講座「あすなる農業講座」の開催や、巡回指導によるきめ細かな支援を行っています。

昨年度の「あすなる農業講座」は、病虫害や経営などの講義を中心に行ってきましたが、今年度は中丹地域の専業農家での現地研修を行っています。この農業講座をきっかけに専業農家との交流を深めて、技術や経営などの多くを学んでいただきたいと思います。



農業の三次化・三次化及び 地産地消プロジェクト

本年度は23直売所を対象に、野菜栽培の基礎技術、種苗法改正、商品管理、接客等々直売所の経営向上を目的に研修会を開催してきました。

また、学校給食への京野菜等地元野菜活用と安定供給のため、市町のモデル校での検討や農業体験、供給組織の計画的出荷について活動をしています。



「農薬の正しい使い方について」

中丹地域野生動物対策チーム結成される

近年増加傾向にある野生鳥獣による被害の防止や、生育環境の再生などを進めるため、中丹管内の行政担当者等をメンバーにチームが作られました。

チームでは野生動物共生計画の策定の他、被害防止に向けた情報提供、技術的支援などを行っています。



農薬を正しく使うことは、商品を作っている者として当然の義務です

最近、農薬を取り巻く情勢がますます厳しくなっています。他地域では、農薬を正しく使わなかったために、出荷を自粛するケースも出ています。

農薬の使用基準は、農作物という「商品」を作る者の義務として、また、今まで作り上げてきた産地、部会、直売所の信頼を失わないためにも必ず守らなければなりません。

農薬についてチェック！

～わかりますか？○×で答えて下さい～ 正解は下に記載

- 1 農薬の使い方は守らなくても、罰則規定はない。○？×？
- 2 登録のない農薬を散布しても、調べる方法はない。○？×？
- 3 トマトに使える農薬は、同じナス科のナスでも全て使える。○？×？
- 4 収穫7日前まで使える農薬を散布したので、7日間収穫をやめた。○？×？
- 5 ラベルを見なくても、大抵の農薬の希釈倍率は1000倍だ。○？×？

- 正解
- 1 × (罰則 3 年以下の懲役、100 万円以下の罰金)
 2 × (分析機械があり、調べる方法はある)
 3 × (トマトとナスの登録農薬は異なるので注意)
 4 ○
 5 × (農薬ごとに異なるので希釈倍率はラベルで確認)